

付録C 関税率の差異

次の表C-1に掲げる原産品に関し、同表において各産品について定める期間の間、輸入者による関税上の特恵待遇の要求において適用される原産性の基準に従い、

- (a) 日本国は、次のいずれかの関税率を適用する。
 - (i) 当該原産品が、附属書三-D（品目別原産地規則）に定める加工の要件又は関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した締約国からの当該原産品について適用される関税率
 - (ii) 当該原産品が、第三・二条（原産品）(a)若しくは(b)に定める要件又は附属書三-D（品目別原産地規則）に定める域内原産割合の要件に従い、生産工程を通じて原産品としての資格を取得した場合に、特恵待遇の要求に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率、又は特恵待遇の要求に係る生産工程に関与した二以上の締約国からの当該原産品に適用される関税率のうち最も高いもの
- (b) (a)(i)の規定にかかわらず、当該原産品（部分品から組み立てられる第八四類から第九一類までの各類

に分類される産品を除く。)が、附属書三―D(品目別原産地規則)に定める関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した場合において、当該原産品の生産に使用された材料が次のいずれかに分類されるときは、日本国は、当該材料が生産された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。

- (i) 完成品と同一の類(関連する要件が類の変更に基づくものである場合)
- (ii) 完成品と同一の項(関連する要件が項の変更に基づくものである場合)
- (iii) 完成品と同一の号(関連する要件が号の変更に基づくものである場合)
- (c) 日本国は、関税率が(a)又は(b)の規定の適用によって決定されない場合には、特惠待遇の要求に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。
- (d) 品目別原産地規則が、加工の要件又は関税分類の変更の要件と共に域内原産割合の要件を満たすことを要求する場合には、適用される関税率については、(a)(ii)の規定の適用によって決定される。

表C―1

関税品目	品名	期間
------	----	----

○三〇一九九・二一〇	(1) にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	五年目から九年目まで
○三〇二四二・〇〇〇	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	五年目から九年目まで
○三〇二四四・〇〇〇	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	五年目から九年目まで
○三〇二四五・〇〇〇	あじ(トラクルス属のもの)	五年目から九年目まで
○三〇二五四・一〇〇	1 メルルシウス属のもの	五年目から九年目まで
○三〇二五五・〇〇〇	すけそうだら(テラグラ・カルコグラマン)	五年目から九年目まで
○三〇二五九・一〇〇	1 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	五年目から九年目まで
○三〇二八九・一九〇	ーその他のもの	五年目から九年目まで
○三〇三五四・〇〇〇	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七年目及び八年目
○三〇三五五・〇〇〇	あじ(トラクルス属のもの)	五年目から九年目まで

四四二二三一・九三二	―厚さが六ミリメートル以上二二ミリメートル未満のもの	一年目及び一〇年目から一五年目まで
四四二二三一・九二二	―厚さが三ミリメートル以上六ミリメートル未満のもの	一年目、二年目及び九年目から一五年目まで
四四二二三一・九一一	―厚さが三ミリメートル未満のもの	一年目、二年目及び九年目から一五年目まで
四四二二三一・一九一	(2) その他のもの	一年目、二年目及び九年目から一五年目まで
四四二二三一・一一一	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一年目、二年目及び九年目から一五年目まで
四四〇七一〇・一二二	A まつ属のもの	一年目から三年目まで
四四〇七一〇・一一〇	(1) かんながけし又はやすりがけしたもの	一年目から三年目まで
三五〇五一〇・一〇〇	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	三年目から
一九〇一九〇・二四三	―その他のもの	八年目から
一七〇二九〇・五二三	(b) 麦芽糖	九年目から
〇三〇三八九・一二二	―あじ(デカプテルス属のもの)	五年目から九年目まで

四四二二三一・九四一	↑厚さが一二ミリメートル以上二四ミリメートル未満のもの	一年目及び一〇年目から五年目まで
四四二二三一・九五一	↑厚さが二四ミリメートル以上のもの	一年目及び一〇年目から五年目まで
七二〇二二一・〇〇〇	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	一年目から五年目まで
七五〇二二〇・一〇〇	1 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限り。）	一年目から八年目まで
七五〇二二〇・〇〇〇	ニッケル（合金を除く。）	一年目から八年目まで

注釈 この表は、次の品目のみを含む。

- (1) 三パーセントを超える関税率の差異がある品目
- (2) 関税率の差異がある品目であってその関税が従価税でないもの